

## キャンパスペイブリペイド利用細則

### 第1条（目的）

本細則は、キャンパスペイブリペイドシステム（以下、「CPプリペイド」という）利用規則にもとづき、三重大学生活協同組合（以下、「生協」という）が提供するCPプリペイドの利用に関する事項を定めたものです。

### 第2条（CPプリペイド利用の限度額・手数料等）

生協は、入金限度額及び1回あたりの入金単位、プリペイドの1回あたりの利用限度額を定め、これを会員に通知します。  
2 会員のCPプリペイド利用手数料は無料とします。  
3 入金額に対する利息は、利用の有無、入金期間を問わず無利息とします。

### 第3条（CPプリペイド利用不可の承諾）

会員は、次の場合にCPプリペイドの利用ができないことをあらかじめ承諾するものとします。

- ① 三重大学IC学生証、三重大学IC教職員証（以下、「IC身分証」という）の紛失・汚損、生協店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合
- ② 生協が、CPプリペイドの利用ができない商品及びサービスを指定している場合

### 第4条（紛失・汚損等）

次の場合、会員は生協に再発行を届け出るものとします。

- ① IC身分証の汚損により、プリペイド金額の読み取りができなくなった場合
  - ② IC身分証の記載内容変更の場合
  - ③ 会員がIC身分証を忘失または盗難にあった場合
- 2 前項の場合において、当該IC身分証にプリペイド未使用残額がある場合、生協は届出日の翌営業日における当該IC身分証の未使用残額をシステムで確認し残額として確定します。その残額を再発行されたIC身分証に記録します。なお、ここでいう届出日とは平日の午前10時から午後5時までをいいます。  
3 前二項の規定に関わらず、本条第一項にいう事由が、会員等の故意又は過失によるIC身分証本体の破損等によるものと生協が判断した場合、生協はプリペイド未使用残額の補償はしません。

### 第5条（プレミアムの実施）

生協は、CPプリペイドに入金を行うときに、金額の上乗せ（以下、「プレミアム」という）を実施することができます。ただし生協組合員でない場合は、その全部又は一部を受けることができない場合があります。  
2 プレミアムの実施、実施をする率、期間等の内容については生協店舗の掲示等で案内します。

### 第6条（ポイントの実施）

生協は会員に、CPプリペイド利用金額に応じて特典（以下、「ポイント」とい

います。）を付与することができます。ただし生協組合員でない場合は、その全部又は一部を受けることができない場合があります。

- 2 前項の他、生協において所定の条件・方法により算定されたポイントを別途付与する場合があります。
- 3 ポイント対象店舗、商品やポイント率は店頭に掲示し会員に通知します。
- 4 ポイント対象店舗、商品やポイント率は会員に予告無く変更する場合があります。
- 5 付与されたポイントはIC身分証のICチップ内に蓄積されます。
- 6 停電や故障によるシステムの停止、ICチップの破損等によりポイントが付与されない場合があります。その場合において大学生協はその損害を補償しません。

### 第7条（ポイントの利用）

前条により蓄積されたポイントは生協所定の基準でCPプリペイドへ入金します。

### 第8条（ポイントの失効）

以下の場合において、生協はポイント残額について一切責任を負いません。

- ① IC身分証の汚損により、ポイント残額の読み取りができなくなった場合
- ② カードの紛失、盗難、破損の場合
- ③ 大学を卒業、又は退学、ならびに退職する等によりIC身分証を返納する場合
- ④ 前条における発券基準以下のポイント数

### 第9条（ポイントの譲渡禁止）

会員は理由の如何を問わず、ポイントを他人に譲渡・担保提供、又は相続することはできません。

### 第10条（ポイントシステムの終了・中止・変更）

- 生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、ポイントシステムを終了、中止し、又は内容を変更することができます。  
2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。  
3 以下の理由による場合、生協は事前告知なくポイントシステムの運営を一時停止、中止する場合があります。  
① コンピュータシステムの保守点検  
② システムの切り替えによる設備更新  
③ 天災、災害による装置の故障  
④ その他予期しない障害の発生

### 第11条（利用履歴の提供）

生協は会員に、会員のCPプリペイドによる利用履歴の一部を提供する場合があります。

- 2 利用履歴とは、利用商品、利用金額、カード入金額、カード残高等を指します。
- 3 利用商品とは店舗、食堂等においてPOSレジで清算された商品で、その利用商品名はPOSレジに登録されているデータを指します。
- 4 利用履歴の提供は会員の申し込み

により電子媒体（ホームページ）を通じて提供します。

- 5 会員は、利用履歴の提供の申し込みにあたり、生協がその登録された保護者、利用者に電子メールによる案内を送付することを承諾するものとします。
- 6 生協が提供した利用履歴によって生じた会員の損害や不利益について、生協は一切の責任を負いません。

### 第12条（利用履歴提供の終了・中止・変更）

- 生協は、会員に一定期間の告知を行うことで、利用履歴の提供を終了、中止し、又は内容を変更することができます。  
2 前項により会員に損害が生じた場合、生協は一切の責任を負いません。  
3 以下の理由による場合、生協は事前告知なく利用履歴の提供を一時停止、中止する場合があります。  
① コンピュータシステムの保守点検  
② システムの切り替えによる設備更新  
③ 天災、災害による装置の故障  
④ その他予期しない障害の発生

### 第13条（クレジットチャージの実施）

生協は、生協が指定する提携クレジットカード会社（以下、カード会社という）を利用して、会員がIC身分証にクレジットチャージ（以下 Tuo チャージという）することを許容するものとします。  
2 Tuo チャージを希望する会員はTuo チャージの利用と提携クレジットカード会社のクレジットカード会員の申込みを行うものとします。

### 第14条（Tuo チャージ利用の金額と限度額等）

- 提携クレジットカードによる利用の限度額・手数料等を次のように定めます。  
① プリペイド未使用残額が利用後に3,000円未満となった場合Tuoチャージで3,000円をプリペイドに加算します。  
② 1日で利用できるTuoチャージは1回3,000円を限度とします。  
③ 1ヶ月に利用できるTuoチャージは6回、18,000円を限度とします。  
④ Tuoチャージ利用期間は会員の卒業予定年の1月末日とします。ただし、進学等で利用継続を希望する場合、所定の手続により期間を延長できます。  
⑤ Tuoチャージ利用の支払いはクレジットカード会員規約に従います。  
⑥ Tuoチャージに支払いは1回払いとします。

### 第15条（Tuoチャージが利用できない場合）

- 会員は、次の場合Tuoチャージが利用できないことをあらかじめ承諾します。  
① IC身分証の紛失・汚損、指定店舗の端末機器の故障、停電等により、利用することができない場合  
② 提携クレジットカードの紛失、解約、などにより利用停止カードとなった場合  
③ 利用日がTuoチャージ利用期間以

## 外の場合

### 第 16 条（返金の禁止）

CPプリペイドの未使用残額は返金しません。また、Tuoチャージで登録された金額は返金しません。ただし、卒業、退学、退職等、IC身分証を所持できなくなった場合を除きます。

### 第 17 条（仮カード）

新しい IC 身分証が出来上がるまでの期間、CP プリペイドのサービス提供のために生協は「仮カード」を貸与することができるものとします。

2 会員が貸与中に「仮カード」を紛失、盗難、汚損し、会員の責任で使えなくなった場合は生協に対し、既定の仮カード代金を支払うものとします。

3 仮カードの発行を受ける際には、あらかじめ生協所定の預託金が定められている場合は、所定の預託金を支払うこととします。

### 第 18 条（改廃）

本細則の改廃は生協理事会が行い、会員に通知します。

### 第 19 条（施行）

本細則は 2013 年 6 月 20 日から施行します。

本細則は 2014 年 10 月 24 日から施行します。